

常願寺川水系河川整備基本方針 本文新旧対照表

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

国土交通省 水管理・国土保全局

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	常願寺川水系河川整備基本方針 平成 1 7 年 1 1 月 国土交通省河川局	常願寺川水系河川整備基本方針 (変更案) 令和 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
2	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生の防止又は軽減 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ウ 河川環境の整備と保全 2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 参考 常願寺川水系図	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要 (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生の防止又は軽減 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ウ 河川環境の整備と保全 2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 参考 常願寺川水系図	

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	常願寺川は、富山県南東部に位置し、その源を富山県富山市北ノ俣岳（標高 2,661m）に発し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野を形成する扇状地に出て北流し、富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 56 km、流域面積 368km ² の一級河川である。	常願寺川は、富山県南東部に位置し、その源を富山県と岐阜県の県境の北ノ俣岳（標高 2,661m）に発し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野の扇状地に出て北流し、富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 56 km、流域面積 368km ² の一級河川である。	
5	その流域は、県都富山市を含む 1 市 1 町からなり、流域の土地利用は、山地等が約 90%、水田や畑地等の農地が約 6%、宅地等の市街地が約 4%となっている。また、常願寺川により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。	その流域は、県都富山市、立山町の 1 市 1 町からなり、流域の関係市町の人口は平成 22 年(2010 年)の約 45 万人をピークに令和 2 年(2020 年)は約 44 万人となり横ばいであり、高齢化率は昭和 55 年(1980 年)において 10%であるのに対し、令和 2 年(2020 年)は 30%であり、大きく変化している。流域の土地利用は、山地等が約 96.1%、水田や畑地、宅地等が約 0.9%、河川湖沼が約 3.0%となっている。 常願寺川により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市がある。富山市には県全体の約 4 割の人口が集中しており、昭和 39 年（1964 年）に新産業都市として指定されて以来、化学、重工業等の近代産業が発展し、北陸有数の工業地帯が形成され、富山県の産業・経済の中心地となっている。また、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、北陸自動車道、国道 8 号が横断しており、交通の要衝となっている。	・時点更新 ・No.8 より移動

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		沿川では、戦国時代の ^{まっさてい} 佐々堤や江戸時代の ^{さいみんてい} 殿様林、 ^{さいみんてい} 済民堤に代表される治水施設が整備され、近代以降はヨハネス・デ・レーケの計画に基づく河川改修や砂防事業が進められた。さらに、霊峰立山に育まれた雄山神社や立山参道などの歴史・文化資産が現在も受け継がれているなど、常願寺川は地域の歴史と文化の形成に大きな役割を果たし、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。	
6	さらに、流域内は、 ^{ちゅうぶさんかく} 中部山岳国立公園、 ^{ありみね} 有峰県立自然公園に指定される等の豊かな自然を有するとともに、水質は良好で、富山平野の農業用水、水道用水、工業用水等に利用されており、本水系の治水・利水・環境についての意義は、極めて大きい。	さらに、流域内は、 ^{ちゅうぶさんかく} 中部山岳国立公園、 ^{ありみね} 有峰県立自然公園に指定される等の豊かな自然を有するとともに、 落差日本一の「称名滝」等の景勝地が多く、日本の屋根といわれる北アルプスを貫く「立山黒部アルペンルート」は、年間約 80 万人以上が訪れる国際的にも優れた観光地となっている。また、水質は良好で、富山平野の農業用水、水道用水、工業用水等に利用されており、本水系の治水・利水・環境についての意義は、極めて大きい。	・ No. 13 より移動
7	常願寺川流域は、上流域の山地部と下流域の扇状地部に大別され、上流域はきわめて急峻な地形をなしており、標高 1,000m 以上の高地は流域の約 73% に及び、その地質は中生代や新生代新第三紀の岩層、立山火山の噴出物等の変化に富みかつ脆弱である。そのため、崩壊地が多数存在し、中でも立山カルデラ内には、現在も膨大な崩壊土砂が堆積している。下流域では上流域から流出した土砂により、富山市上 ^{かみだき} 滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成されてい	常願寺川流域は、 立山連峰を中心とした上流域の山地部、下流域の常願寺川扇状地によって構成されている。上流域は、きわめて急峻な地形をなしており、標高 1,000m 以上の高地が流域の約 74% を占め、北方へ次第に高度を減じて富山平野に続いている。富山平野の中央部を占める常願寺川扇状地は、富山市上^{かみだき}滝付近を扇頂として典型的な扇状地形を呈しており、その末端は直接日本海に達している。	・ 表現の 適正化 ・ No. 9 へ 移動

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	る。また、上滝より下流は、昭和 20 年～40 年代にかけて天井川の解消のために大規模な河道掘削等を実施しており、現在では天井川がおおむね解消されている。		
8	河床勾配は山地部で約 1/30、扇状地部で約 1/100 と、我が国屈指の急流河川である。	常願寺川は我が国屈指の急流河川であり、河床勾配が山地部で約 1/30、扇状地部で約 1/100 と急勾配で、河口まで急流のまま洪水が流下するとともに、堤防が決壊した場合、拡散型の氾濫形態を呈し、広範囲に浸水被害が及ぶ特性がある。また、急勾配であるため、洪水時の流れは速く、多くの土砂が移動し、中小洪水でも洗掘や侵食が進行する。	・表現の適正化
9		地質は中生代ジュラ紀から白亜紀の手取層群の礫岩、砂岩、頁岩、新生代新第三紀中新世の八尾層群の砂岩、泥岩、凝灰岩、火山岩類、立山火山に由来する第四紀火山噴出物等からなり、変化に富みかつ脆弱である。そのため、崩壊地が多数存在し、中でも立山カルデラ内には、現在も膨大な崩壊土砂が堆積している。下流域では上流域から流出した土砂により、常願寺川扇状地が形成されている。また、上滝より下流では、昭和 20 年～40 年代にかけて大規模な河道掘削等を実施しており、現在では天井川がおおむね解消されている。	・No.7 より移動 ・表現の適正化
10	また、流域は日本海型気候に属しており、上流域は平均年間降水量が約 3,000 mm 以上、下流域での平均年間降水量も約 2,100mm と多雨多雪地帯で、特に上流域は有数の豪雪地帯である。	流域は日本海型気候に属しており、年平均降水量は山間部で約 3,000mm、平野部で約 2,400mm となっている。 流域の降雪は、暖流である対馬海流により発生する大量の水蒸	・時点更新 ・低緯度豪雪地帯

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		気とシベリア大陸からの季節風により発生した雲が、富山平野から立山連峰に上昇する際に生じ、特に山間部は有数の豪雪地帯である。常願寺川流域は本州から北海道にかけての脊梁山地の日本海側に連なる豪雪地帯に位置しており、世界的にも低緯度に位置する豪雪地帯となっている。	の追記
11	常願寺川流域は 3,000m 級の高山を含み、上流域では高山帯・亜高山帯・山地帯・低山帯の各植生帯がみられる。また、地形の急峻さや冬の季節風を直接受ける条件下にあることから、森林限界の標高が低いという特徴がある。	常願寺川の 上流域は 、3,000m 級の高山を含み、高山帯、亜高山帯、山地帯、低山帯の各植生帯がみられる。また、地形の急峻さや冬の季節風を直接受ける条件下にあることから、森林限界の標高が低いという特徴がある。	・表現の適正化
12	高山帯にはハイマツ群落や高山草原が分布し、ライチョウ等が生息している。亜高山帯ではオオシラビソ、コメツガ、ハッコウダゴヨウ等の針葉樹林、低い山地帯にはブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林、平野部に近い低山帯にはアカマツやコナラ等の二次林が広がり、ウラジロガシ、アカガシのような暖地性の常緑広葉樹もみられ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等が生息している。水域には主にイワナやヤマメ等が生息している。	高山帯にはハイマツ群落や高山草原が分布し、 国指定の天然記念物である ライチョウが生息・繁殖している。亜高山帯ではオオシラビソ、コメツガ、ハッコウダゴヨウ等の針葉樹林、低い山地帯にはブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林、 平地部では ウラジロガシ、アカガシのような暖地性の常緑広葉樹も 見られる 。また、 富山県内で初記録となる絶滅危惧種のモイワランが生育している 。 源流から称名川合流点までの上流域の河川は、谷幅の狭い山間部を流れる溪流環境を形成している。 陸域では、国指定の天然記念物であるニホンカモシカ等の哺乳類、カワガラス等の鳥類が生息・繁殖している。水域にはニッコウイワナ等の魚類、クロサンショウウオ、カジカガエル等の両生類が生息・繁殖している。	・表現の適正化 ・特徴となる種の追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
13	また、大半が中部山岳国立公園、有峰県立自然公園に指定され、落差日本一の「称名滝」等の豊かな自然が織りなす景勝地が多く、日本の屋根といわれる北アルプスを貫く「立山黒部アルペンルート」は、年間 100 万人以上が訪れる国際的にも優れた観光地となっている。		・時点修正 ・No. 6 へ移動
14		称名川合流点から横江堰堤までの中流域は段丘区間であり、河川には広い河原、早瀬や淵が形成されている。 陸域では、岩場を好むツメレンゲ等の植物が生育し、オシドリ、コチドリ等の鳥類が生息・繁殖している。水域では、ニッコウイワナ、サクラマス(ヤマメ)、カジカ等の魚類、モリアオガエルやアカハライモリ等の両生類が生息・繁殖している。 急流河川対策として設置された巨石付き盛土砂州の前面には淵が形成され、多様な環境の創出に加え、出水時には魚類等の避難場としても機能している。 また、沿川には広大な水田や屋敷林を備えた農村集落が見られるほか、農業用水路が堤内外を接続しており、流域の生物多様性の保全や生態系ネットワークの形成に寄与している。	・区分ごとの生物の追記
15	下流域では、攪乱を繰り返す河原を生育地とするアキグミが数多く分布し、イタチ、キツネ、ノウサギ等の小動物が見られる。魚類では、礫底を好むカジカやアジメドジョウ、アユ、ウグイの生息が確認されている。	横江堰堤から河口までの下流域には扇状地が形成され、砂礫地が発達し、網状流路が見られる。 陸域では、砂礫地にアキグミ群落、カワラヨモギ-カワラハハコ群落が生育し、コチドリやイカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖し	・区分ごとの生物の追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ている。水域にはアユや絶滅危惧種のカマキリ等の魚類が好む瀬やトンボ類やゲンジボタル等の昆虫類が生息・繁殖する細流や湿地、絶滅危惧種のアジメドジョウが生息・繁殖する湧水がある。横江堰堤付近ではニッコウイワナ、カワガラス、カジカガエル等の溪流に特有な生物が生息・繁殖している。	
16		河口から約 2km の区間は感潮域であり、汽水・海水性の魚類や底生動物がみられる。水際にはヨシ原が発達しトンボ類の幼虫やゲンゴロウ類等の水生昆虫が生息・繁殖している。ヨシに覆われた水際は魚類の産卵場や稚魚の生息地として重要である。また、河口部には発達した河口砂州があり、海浜植物（コウボウムギ等）や海浜性の昆虫類が生息・生育・繁殖している。	・河口域の追記
17		なお、特定外来生物としては、植物のオオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、底生動物のアメリカザリガニ（条件付特定外来生物）、両生類のウシガエル、爬虫類のミシシippアカミミガメ（条件付特定外来生物）が確認されており、在来種の生息・生育・繁殖への影響が懸念されている。	・特定外来生物の追記
18	常願寺川扇状地には、県都富山市があり、県全体の約 4 割の人口が集中し、昭和 39 年に新産業都市として指定されて以来、化学、重工業等の近代産業が発展し、北陸有数の工業地帯を形成し、富山県の産業・経済の中心地となっている。また、ＪＲ北陸本線、富山地方鉄道、北陸自動車道、国道 8 号等の基幹交通施設に加え北陸新		・ No. 5 へ移動

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	幹線が整備中であり、交通の要衝となっている。		
19	常願寺川の治水事業の歴史は古く、天正 9 年（1581 年）、越中守護職佐々成政が、富山市馬瀬口地先に富山城下を守るために堤防を築造したのが最初とされている。江戸時代には、富山藩の六代藩主前田利與が、洪水対策の水防林として松を植えさせたという記録があり、現在も「殿様林」として、松の木が 100 本ほど残っている。	常願寺川の治水事業の歴史は古く、天正 9 年（1581 年）、越中守護職佐々成政が、富山市馬瀬口地先に富山城下を守るために堤防を築造したのが最初とされている。江戸時代には、富山藩の六代藩主前田利與が、洪水対策の水防林として松を植えさせたという記録があり、現在も「殿様林」として、松の木が 100 本ほど残っている。	
20	その後、安政 5 年（1858 年）の大地震により上流の立山カルデラを形成する鷲山一帯が大崩落し、それにより発生した河道閉塞がその後崩壊することにより、大量の土砂とともに洪水流が下流域へ流出し、死者約 140 人、人家流出約 1,600 軒にのぼる大被害をもたらした。	その後、安政 5 年（1858 年）の大地震により上流の立山カルデラを形成する鷲山一帯が大崩落し、それにより発生した河道閉塞がその後 に決壊 することにより、大量の土砂とともに洪水流が下流域へ流出し、死者約 140 人、人家流出約 1,600 軒にのぼる大被害をもたらした。	・表現の適正化
21	明治 24 年には、県事業として、オランダ人技師ヨハネス・デ・レーケによる治水計画に基づき、河口から上滝までの本格的な改修工事に着手し、農業用取水口の統合による扇頂部での合口取水や新川掘削による白岩川との河口分離、築堤、護岸等を実施し、同 26 年に完了した。	明治 24 年（ 1891 年 ）には、県事業として、オランダ人技師ヨハネス・デ・レーケによる治水計画に基づき、河口から上滝までの本格的な改修工事に着手し、農業用取水口の統合による扇頂部での合口取水や新川掘削による白岩川との河口分離、築堤、護岸等を実施し、同 26 年（ 1893 年 ）に完了した。	・西暦追記
22	その後、昭和 9 年 7 月洪水を契機に、同 11 年、内務省直轄河川として、瓶岩地点における計画高水流量を 3,100m³/s と定めて改修事業に着手し、堤防、護岸、洪水流を制御するためのコンクリートを用いた巨大水制を施工した他、天井川の解消のために、昭和 24	その後、昭和 9 年（ 1934 年 ）7 月洪水を契機に、同 11 年（ 1936 年 ）、内務省直轄河川として、瓶岩地点における計画高水流量を 3,100m³/s と定めて改修事業に着手し、堤防、護岸、洪水流を制御するためのコンクリートを用いた巨大水制を施工した他、天井川	・西暦追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	年から同 42 年にかけて、タワーエクスカベーターによる大規模な河床掘削等を実施した。	の解消のために、昭和 24 年（1949 年）から同 42 年（1967 年）にかけて、タワーエクスカベーターによる大規模な河床掘削等を実施した。	
23	昭和 42 年に一級河川の指定を受け、同 43 年には従来の計画を踏襲した工事実施基本計画を策定した。その後、昭和 44 年 8 月洪水等の大出水に鑑み、同 50 年に瓶岩地点における計画高水流量を 4,600m ³ /s とする計画に工事実施計画を改定した。昭和 50 年代以降は河床洗掘による破堤対策として、水衝部では護岸の根継ぎを主に実施している。	昭和 42 年（1967 年）に一級河川の指定を受け、同 43 年（1968 年）には従来の計画を踏襲した工事実施基本計画を策定した。その後、昭和 44 年（1969 年）8 月洪水等の大出水に鑑み、同 50 年（1975 年）に工事実施計画を改定し、瓶岩地点における計画高水流量を 4,600m ³ /s とした。昭和 50 年代以降は河床洗掘による破堤対策として、水衝部では護岸の根継ぎを主に実施している。平成 19 年（2007 年）より、中小洪水時における流向の改善を図り、河岸侵食及び洗掘を抑制するため、巨石付き盛土砂州による河岸防護工を実施している。	・西暦追記 ・時点更新
24		平成 9 年（1997 年）の河川法改正を受け、平成 17 年（2005 年）11 月に常願寺川水系河川整備基本方針を策定し、基準地点 かめいわ 瓶岩における基本高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等による検証結果を踏まえ、工事実施基本計画を踏襲した。常願寺川における大臣管理区間の上流端は横江堰堤であり、横江堰堤から海に至るまでを大臣管理区間としている。 平成 21 年（2009 年）11 月には、当面 30 年間の河川整備の計画として常願寺川水系河川整備計画（大臣管理区間）を策定し、基準地点 かめいわ 瓶岩における常願寺川水系河川整備基本方針で定めた計	・現行基本方針の策定、河川整備計画の策定を追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		画高水流量 4,600m ³ /s を計画高水位以下で流下させるため、流下能力が不足している区間において、築堤、河道掘削を実施してきた。また、急流河川特有の洪水時の流水の強大なエネルギーに対し、中小洪水を含めた侵食や洗掘から堤防の安全性を確保するため、根継護岸・前腹付工の急流河川対策を実施するとともに、砂防事業と連携を図りながら、土砂供給や河道の土砂堆積等の土砂動態に関するモニタリングを実施してきた。	
25		また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受けて、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）4 月に「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」を組織し、「水防災意識社会の再構築」を目的に国・県・市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	・水防災意識社会再構築に関する取組の追記
26		令和 2 年（2020 年）5 月には、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により常願寺川水系治水協定が締結され、流域内にある 8 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用すべく、施設管理者等の協力のもとに洪水調節機能の強化を推進している。	・既存ダムの事前放流の取組の追記
27		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ治水対策を抜本的に強化するため、令和 3 年（2021 年）3 月に	・流域治水プロジェクトの

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		「常願寺川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表した。今後は河道掘削や堤防整備等の河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、水田の活用や森林整備・保全等による流域全体で流出抑制のための対策を実施するほか、霞堤の保全や氾濫時の被害対象を減少させるための立地適正化計画による居住誘導、被害軽減のためのマイ・タイムラインの作成等による水害リスクの周知等の取組を組み合わせ、流域における浸水被害の軽減を図ることとしている。	追記 ・立地適正化計画の追記
28		加えて、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、令和 6 年（2024 年）3 月に気候変動の影響を考慮した河川及び流域での対策方針を反映した、「常願寺川水系流域治水プロジェクト 2.0」への更新を行った。 富山市では、平成 29 年（2017 年）3 月に立地適正化計画が策定され、令和 5 年（2023 年）11 月には近年頻発・激甚化する自然災害に対し、都市の防災性の向上を図りながら、引き続きコンパクトなまちづくりを推進するため、「防災指針」を追加し、居住誘導区域の設定等の災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進していく。 流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かし	・流域治水プロジェクト 2.0 への更新を追記 ・立地適正化計画について追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		たまちづくり等の取組により、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。	
29	砂防事業については、上流域からの土砂の発生を抑えるために、富山県が、明治 39 年に湯川流域で砂防工事に着手したのが始まりである。その後、大正 8 年、同 11 年の大出水によって白岩砂防堰堤をはじめとする堰堤群が甚大な被害を受けたことを契機として、同 15 年に直轄砂防事業として着手し、砂防堰堤等の整備が進められている。また、白岩砂防堰堤、本宮砂防堰堤等が登録有形文化財となっている。	砂防事業については、上流域からの土砂の発生を抑えるために、富山県が、明治 39 年（1906 年）に湯川流域で砂防工事に着手したのが始まりである。その後、大正 8 年（1919 年）、同 11 年（1922 年）の大出水によって白岩砂防堰堤をはじめとする堰堤群が甚大な被害を受けたことを契機として、同 15 年（1926 年）に直轄砂防事業として整備に着手し、砂防堰堤等の整備が進められている。また、白岩砂防堰堤、本宮砂防堰堤、泥谷砂防堰堤群が登録有形文化財に登録され、その後に重要文化財に指定されている。	・西暦追加 ・時点更新
30	河川水の利用については、農業用水として約 7,900ha に及ぶ耕地のかんがいに利用されているとともに、発電用水としての利用もさかんで、現在、有峰第一発電所をはじめとする 27 ヶ所の発電所で反復利用を含め総最大出力約 81 万 kW の発電が行われている。その他、水道用水として富山市、立山町（給水人口約 35 万人）に利用されているとともに、工業用水や道路の消雪用水としても利用されている。しかし、一方では、河川水の利用に伴い一部区間で減水区間が発生しており、その水環境改善のひとつとして、発電事業者との調整により、平成 16 年度から横江堰堤下流において、約 1m ³ /s の河川維持流量の放流を試行している。	河川水の利用については、農業用水として約 7,900ha に及ぶ耕地のかんがいに利用されているとともに、発電用水としての利用もさかんで、現在、有峰第一発電所をはじめとする 36 ヶ所の発電所で反復利用を含め総最大出力約 82 万 kW の発電が行われている。その他、水道用水として富山市、立山町（給水人口約 44 万人）に利用されているとともに、工業用水や道路の消雪用水としても利用されている。しかし、一方では、河川水の利用に伴い一部区間で減水区間が発生しており、その水環境改善のひとつとして、発電事業者との調整により、平成 16 年（2004 年）度から横江堰堤下流において、約 1m ³ /s の河川維持流量の放流を実施してい	・西暦追加 ・時点更新

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		る。	
31	水質については、河口から常願寺橋までが A 類型で、それより上流が A A 類型であり、環境基準値はほぼ満足している状況にある。	水質については、河口から常願寺橋までが A 類型で、それより上流が A A 類型となっており、近年は環境基準値を満足している。	・時点更新
32	河川の利用については、河川沿いに桜づつみや常願寺川公園等が整備され、花見、散策、釣り等の人々の憩いの場として活用されている。また、常願寺川の沿川には、安政 5 年の大地震により河道閉塞が発生し、その後決壊して押し流されてきた巨石 (4~7m) が扇状地に現存しているなど、「暴れ川」常願寺川を治める歴史的な治水施設、利水施設等も数多くあり、治水事業や水利用の歴史や役割を学ぶ場となっている。	河川の利用については、河川沿いに桜づつみや常願寺川公園等が整備され、花見、散策、釣り等の人々の憩いの場として活用されている。また、常願寺川の沿川には、安政 5 年 (1858 年) の大地震により河道閉塞が発生し、その後に決壊して押し流されてきた巨石 (4~7m) が扇状地に現存しており、常願寺川の激しい土砂移動の歴史を現在に伝えている。また、「暴れ川」常願寺川を治めるために整備された歴史的な治水施設や利水施設等も数多くあり、治水事業や水利用の歴史や役割を学ぶ場となっている。	・西暦追加 ・表現の適正化
33		地域との連携については、小学校等と連携した水生生物調査などの環境モニタリングや、地域住民と連携した河川愛護モニターなどを実施しているほか、立山町による桜づつみの剪定や害虫防除、公募伐採や河川敷の除草や清掃等の地域住民との協働による維持管理が行われている。また、「常願寺川子どもの水辺協議会」と連携し、子どもたちの河川の安全な利用を促進している。	・地域との連携の観点を追加
34	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
35	常願寺川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図る。また、河川の特性を活	常願寺川水系では、下流部の扇状地に富山市街地が広がり人口や資産が集中しているほか、北陸新幹線、北陸自動車道、国道 8	・表現の適正化

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	かし、地域の個性と活力、常願寺川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。	号などの基幹交通施設が位置し、富山県の社会・経済・文化を支える重要な地域基盤となっている。 また、流域には中部山岳国立公園や有峰県立自然公園が広がり、立山連峰を源とする豊かな自然環境が形成されている。上流域では国指定の天然記念物であるライチョウや、ニホンカモシカなどの貴重な動植物が生息し、中流域には広大な礫河原や瀬・淵が形成され、下流域ではアキグミ群落や河口砂州、ヨシ原など急流河川特有の多様な生態系が見られる。さらに、立山カルデラでの砂防事業や佐々堤、殿様林など、治水の歴史と文化を今に伝える資産が数多く残されており、豊かな自然環境と歴史・文化資源に恵まれている。 このため、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、既存施設等を効率的かつ効果的に運用しつつ、河川の整備を図る。 具体的には、気候変動に伴う外力の増加に対しては、有峰ダムをはじめとする利水ダム群の事前放流による洪水調節容量の確保、河道の流下能力の向上、急流河川対策による質的安全性の確保を図る。 併せて、あらゆる関係者と協働して流域全体で行う流域治水に取り組む。	・気候変動の影響を考慮する観点の追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		また、常願寺川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承しつつ、沿川の農業用水、社会経済活動を支える都市用水の安定供給、水力発電の強化に取り組むとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえた地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す。これらにあたっては、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。	
36		常願寺川では想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、関係者の理解促進・意識の醸成や、流域関係者の合意形成を促進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。	・河川整備基本方針の根幹の考え方 ・関係機関や地域住民等と連携した取組の推進 ・「流域治水」の観点を追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
37		本川及び支川の整備に当たっては、常願寺川水系の流域特性を踏まえ、急流河川である常願寺川における洪水の流下特性や想定される被害の特徴に応じた対策を講じるとともに、上下流バランスや背後地状況等を考慮し、沿川の土地利用と一体となった保水・貯留・遊水機能の整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。	・ No. 70 より移動 ・「流域治水」の観点を追記
38		そのため、大臣及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において市町等と行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化する。また、常願寺川水系の特性を踏まえた流域治水普及のため、関係機関が適切に役割分担し、住民との合意形成を図る。	・「流域治水」の観点を追記
39		加えて、地域住民との合意形成の下、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保や市町村等による土地利用規制、立地の誘導等と特定都市河川浸水被害対策法に基づく措置との調整を図り、関係機関と連携し、まちづくりと一体となった流域治水の深化を図る。	・「流域治水」の深化を追記
40		なお、気候変動の影響が顕在化している状況や温暖化により台風経路が東に偏る可能性や、北陸地方を含む日本海側で有意に梅雨豪雨の増加が示唆される研究成果も踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、水温および動植物の生息・生育・繁	・ 気候変動の影響に関するモニタリ

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		殖環境に係る観測を継続的に行い、温暖化に対する流域の降雨—流出特性や洪水の流下特性、降雨量、日本海寒帯気団収束帯（JPCZ、Japan-sea Polar airmass Convergence Zone）による顕著な降雪の発生も踏まえた降雪・融雪量、水循環等の変化、河川生態系等への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	ングの追記
41		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関、水防活動等に従事する消防団、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者にわかりやすく伝えられる人材の育成に努める。	・人材育成の観点の追記
42		また、学校教育プログラムの一環として取り組んでいる環境教育や防災教育の出前講座等を開催・継続するとともに、インフラツーリズム等の機会を通じて防災に関する人材育成に努める。	・人材育成の観点の追記
43	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現況、流域の歴史、文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう北陸地方開発促進計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標	このような考え方を踏まえ、水源から河口まで一貫した計画のもと、流域のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。その実施に当たっては、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現況、扇状地における都市及び水田等の構造や歴史的な形成過程、流域の歴史、文化及び河川環境の保全・創出を考	・表現の適正化

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	慮するとともに、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、都市計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持についても十分考慮する。	
44	健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。	また、水のもたらず恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、並びに安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	・水循環基本計画を踏まえた表現の適正化
45	河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。	河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、並びに地域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理に関わる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに、予防保全型メンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	・河川の維持管理、賑わいの創出の観点、予防保全のメンテナンス

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
			イクルの 確立に関 する追記
46		土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、河床材料や河床高の経年変化の把握、土砂移動量の定量把握、及び土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。 また、常願寺川は上流域の土砂生産に伴い中下流部への土砂流出が活発であるとともに、急流区間における洗掘、侵食、河口部における冬季風浪による砂州の形成等、土砂移動の激しい河川環境であり、これらに伴う河床変動により洪水リスクが変化することも踏まえ、河川生態系の保全・創出、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組む。	・総合的 な土砂管 理の追記
47		なお、土砂移動に起因する課題については対策を進めてきているが、土砂動態については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携し気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。	・総合的 な土砂管 理の追記
48		総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても	・総合的

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。	な土砂管理の追記
49	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
50	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、流出土砂が多い急流河川であることを踏まえ、砂防事業による土砂流出の調節と併せて、常願寺川の自然環境に配慮しながら、堤防の整備や強化、河道掘削等により、計画規模の洪水を安全に流下させる。特に、急流河川特有の土砂を含んだ流水の強大なエネルギーにより引き起こされる洗掘や侵食から洪水氾濫を防ぐため、護岸の根継ぎや前腹付け等により堤防を強化する。なお、河道掘削を行うにあたっては、河道の安定に配慮するとともに、上流からの土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握しながら計画的に実施し、あわせて適切な維持管理を行う。さらに、総合的な土砂管理計画を立案するため、効率的な維持管理のあり方や健全な流砂系の維持等を目的とした調査・研究に取り組む。	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、河道や沿川の状況等を踏まえ、流域の土地利用、本川や支川の沿川地域の水害リスクの状況、河川空間や河川水の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、常願寺川の豊かな自然環境等に配慮し、歴史・文化等と調和を図りながら、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じ、水系全体として本支川ともにバランスよく治水安全度を向上させる。 本川の整備にあたっては、扇状地区間において人口・資産が集積していることから、氾濫被害をできるだけ軽減するよう、急流河川特有の洪水時における強大なエネルギーによる土砂移動により引き起こされる洗掘や侵食から扇状地区間における洪水氾濫を防ぐため、堤防安全度評価等の結果を踏まえ、上下流バランスを考慮した河川整備を行う。	・表現の適正化 ・河川整備の留意点の拡充
51		これらの方針に沿って急流河川対策を実施するものとし、実施にあたっては堤防安全度評価により必要な整備を行い堤防の安全性を確保するものとする。なお、従前の急流河川対策については、洗掘等への局地的な対処を念頭に取り組んできたところであるが、急	・基本高水に対する洪水防御の観点

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		流河川特有の洪水時における強大なエネルギーに対しては、増水期および減水期における砂州の発達・移動、偏流の発生、砂州と堤防との位置関係などの面的・動的な土砂移動過程を踏まえ、水位や出水規模に応じて、巨石付き盛土砂州を用いた河岸防護工等による低水路における対応、護岸や水制等による高水敷・堤防における対応が一体となった河道管理による多重的な防御を行い、管理洪水を安全に流下させることが必要である。このように、急流河川における治水対策については、局地的な対処から、河川全体を俯瞰し、流量規模にかかわらず、急流河川特有の流水の通常的作用による侵食等に対して安全を確保する対策へ戦略的な転換を図る。今後の安全度評価については、これらに順応した指標とすべく、最新の技術的知見を踏まえた調査・研究に取り組む。 河積の確保にあたっては、堤防整備、河道の掘削により河積を増大させるものとする。 気候変動の影響により、降雨や流量の増大、流域における土砂生産や河道内の土砂移動の変化、河岸侵食・局所洗掘の進行等が生じる可能性がある。このため、急流河川である常願寺川の特性を踏まえ、これらの水収支・土砂収支の状況の把握に努めるとともに、総合的な土砂管理と連携の下、適切な土砂移動の確保に配慮しつつ、堤防や河川管理施設の安全性確保のため必要な侵食対策を実施し、河道の安定と生態系の保全・創出の両立を図る。	を追加

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		また、施設管理者等と連携して、流域内の既存ダムの最大限の活用も含めた、洪水調節施設等の検討・整備により、洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図る。 なお、既存ダムの最大限活用の検討等にあたっては、施設管理上の負担軽減にも留意するものとする。 河道掘削等による河積の増大にあたっては、河道の安定・維持に配慮するとともに、上下流一律で画一的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や中州の冠水頻度等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用する。また、土砂移動や河床変動の特性を踏まえ、砂州及び滞筋の形成・変動に配慮するとともに、必要に応じて低水幅の適正化を図るなど、急流河川特有の河道形成プロセスを踏まえた河道管理を行う。さらに、河川的作用による変化等をモニタリングし、順応的な対応を行う。	
52		洪水の流下阻害など治水上の支障となるおそれのある堰・橋梁等の横断工作物については、洪水時における急流河川特有の強大なエネルギーを踏まえ、関係機関と横断工作物への影響や河道内の土砂移動の状況等に関する情報を共有する等調整・連携を図りながら、必要な対策を実施する。 河口部の砂州をはじめ、河床変動については、河床高や河床材料の変化を踏まえつつ、洪水時の本川の水位の縦断変化等につい	・横断工作物の内容を追記 ・河床変動に関する調査の追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		て継続的な調査観測を実施し、結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。	
53		貯留・遊水機能の確保など洪水調節機能の強化にあたっては、沿川の営農など土地利用の将来像を踏まえながら、地域の生業となっている農業の継続や、ネイチャーポジティブに配慮するなど環境の保全・創出を図る。また、水系全体で貯留・遊水機能の確保が進むよう、本川の貯留施設が支川の洪水被害を軽減する効果や支川の貯留施設が本川の洪水被害を軽減する効果を共有するなど、管理者間の連携を強化する。 さらに、気象予測の情報技術の進展や、水文観測・流出解析の精度向上等を踏まえ、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運用を図る。併せて、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携により、関係機関が連携した効果的な事前放流の実施に努める。また、これらの実施にあたっては、施設管理上の負担が過度とならないよう、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進する。	・洪水調節機能強化の観点の追記 ・DXの推進の観点の追記
54	堤防、床固等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る。		・No. 65 へ移動
55		段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生す	・気候変

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ることも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害対象をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連絡調整を図る。	動により発生が予想される降雨パターンへの対応の追記
56	また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施するとともに、現存する霞堤を存置する。	想定最大規模を含めた基本高水のピーク流量を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、現存する霞堤を存置する等の対策を講じるとともに、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国・富山県・流域 2 市町・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。 この対策にあたっては、低中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定など、多段階のハザード情報を活用していく。また、広域的に観測障害が生じる場合にも備え、観測機器の多重化、冗長化を進める。	・水害に強い地域づくりの観点の追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
57		急流河川である常願寺川に存在する霞堤については、氾濫水を河道に戻す機能、二線堤としての機能、洪水を減勢する機能、支川等からの排水や内水を排除する機能を有しているとともに、霞堤から流入する支川等では本川との連続性が確保され、洪水時には生物の避難所としての機能を有していることから、流域治水や河川環境の保全・創出の観点から、引き続き霞堤の機能が維持されるよう、関係機関等とも連携して保全を進めていく。	・霞堤保全の追加
58		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の市街化・開発など土地利用の変化に伴う流出特性・流下特性の変化や雨水貯留等の状況の変化、既存ダム of 事前放流の実施状況等を把握するとともに、治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進める。また、気候変動による影響の顕在化の状況や基本高水を上回る洪水が起こり得ることも踏まえ、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記
59		被害対象を減少させるために、流域の関係者に低中高頻度といった複数の確率規模の浸水や施設整備前後の浸水を想定した多段的なハザード情報を提供する等、関係市町や県の都市計画・建築部局がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ、立地計画の枠組等の活用による水害リスクを考慮した土地利用規制や立地の誘導等の防災まちづくりを推進できるよう技術的	・関係機関や地域住民等と連携する内容を踏まえて追

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		支援を行う。	記
60		洪水、津波、高潮、土砂災害等及びこれらの複合による被害の軽減、早期復旧・復興のため、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムライン等の作成・改良を促進するとともに、地域住民等への周知や防災訓練での活用を図り、地域住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者を含め、適切な防災行動の実現を目指す。また、平常時から防災意識を向上するとともに、適切な防災行動がとれるよう、防災教育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を促進する。 また、既往洪水の実績や隣接する他河川の洪水時の影響等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実や、水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。また、災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助の精神の下、市町村長による避難指示等の適切な発令や、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施等を促進することで、地域防災力の強化を推進する。 さらに、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域住民や外国人観光客を含む来訪者の理解促進に資する啓発活動を	・ソフト対策を追記 ・関係機関や地域住民等と連携する内容を踏まえて追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携した防災訓練等により、自主的な避難の実効性の確保に努める。	
61		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対策等の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて対策を検討・実施する。	・土砂・流木の生産抑制、捕捉等の対策について追記
62		また、内水被害が発生した地域においては、気候変動による降雨分布の変化に注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整を図りながら、河川の整備や下水道の整備等に加え、流出抑制に向けた保水・貯留・遊水機能を確保する対策、土	・内水被害軽減対策に必要な支援の

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		地利用規制等、自治体が実施する内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。	追記
63		河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、流域の関係者が津波防災地域づくり等と一体となって減災対策を実施する。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。	・津波対策の観点の追記
64		さらに、洪水・地震・津波・高潮防災のため、遠隔操作設備の整備、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達手段の多重化・冗長化、復旧活動等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	・防災拠点整備の追記
65		堤防・護岸・床固等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川管理施設の無動力化・遠隔監視化や河川管理カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化・効率化を図る。 また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、	・河川管理施設の維持管理の追記

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	
66		河道内の樹木については、河積阻害の状況や橋梁等の構造物への影響など繁茂状況をモニタリングしながら、洪水の安全な流下を図るため、河川環境の保全・創出を図りつつ、計画的に伐採等を行い、適正な河道管理を実施する。また、河道における中州の発達や深掘れの進行等の状況についても、モニタリングを通じ、適切な河道管理を実施する。	・河道の維持管理について追記
67		さらに、河口砂州については堆砂を抑制するための対策を実施し、気候変動による海面水位の上昇への影響把握に努め、洪水の疎通に対する支障とならないよう適切に維持・管理する。 なお、河道管理にあたり、上流からの土砂や流木の流出・流下が重要であることから、砂防や治山に関する機関と連携を図るものとする。	・河口砂州の観点の追記
68	さらに、洪水や山地部の土砂崩壊等による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成の支援、住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。		・No. 60へ移動
69		加えて、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予	・治水対

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、さらなる治水対策の改善に努める。	策に関する改善の考え方を追記
70	本支川及び上下流のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。		・ No. 37 へ移動
71	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
72	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、これまで渇水による大きな取水障害等は発生していないものの、下流部において瀬切れ等が発生しており、動植物の生息または生育環境としては必ずしも良好とはいえない。このため、引き続き合理的な水利用の促進を図るとともに、関係機関と調整しながら流況の改善に努める。また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、これまで渇水による大きな取水障害等は発生していないものの、下流部において瀬切れ等が発生しており、動植物の生息又は生育環境としては必ずしも良好とはいえない。このため、引き続き合理的な水利用の促進を図るとともに、 経済・社会情勢の変化等を勘案しながら、関係機関と連携して流況の改善に努め、流水の正常な機能の維持のため、必要な流量を計画的に確保に努める。 また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	・ 表現の 適正化
73		また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。 さらに、気候変動の影響による渇水の頻発化、降雨量や、降	・ 気候変動による 流況の変化などの

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		雪・融雪量、流況の変化等の把握に努め、対策及び体制の検討を図るとともに、関係機関との連携・調整に努める。	把握の観点の追記
74	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
75	河川環境の整備と保全に関しては、河床や植生の変化が激しい急流河川としての特性を踏まえ、河川環境の保全に努める。さらに、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進する。	河川環境の整備と保全・創出に関しては、河床や植生の変化が激しい急流河川としての特性を踏まえつつ、生物の多様性が向上することを旨として良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、豊かな自然環境及び良好な景観を次世代に継承する。 このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川空間管理をはじめ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点に基づき河川環境の整備と保全・創出が適切に行われるよう、河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の保全・創出を図る。 河川工事等においては、多自然川づくりを推進し、動植物の生息・生育・繁殖場となる礫河原やワンド・たまり等、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できる限り影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化若しくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。 実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。	・表現の適正化

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		河川環境の保全・創出の実施にあたっては、当該河川環境の目標を見据え、絶滅危惧種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド・たまり、河岸、河畔林、河口砂州等の定期的なモニタリングによって生息・生育・繁殖環境及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	
76		常願寺川流域においては、横断工作物により縦断的な連続性の分断が見られたが、横江堰堤に魚道を整備することにより解消してきた。今後も河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連続性を維持・確保する。 また、地域と連携し、河川周辺の水田・湿地・森林・海岸等、流 域全体の自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する。 さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成等、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	・生態系ネットワークの観点の追記
77	動植物の生息地・生育地の保全については、「暴れ川」である常	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、「暴れ	・表現の

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	願寺川の原風景である石の河原やアキグミ等の生育環境を保全するとともに、アユの遡上環境の確保や保全、礫底を好むカジカ、アジメドジョウ等の生息環境の保全に努める。	川」である常願寺川の河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握しながら、常願寺川の原風景である石の河原やアキグミ等の生育環境を保全・創出、アユの遡上環境の確保や保全・創出、礫底を好むカジカ、アジメドジョウ等の生息環境の保全・創出など、絶滅危惧種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド・河岸・河畔林、湿性地等の定期的なモニタリングを行いながら、新たな学術的な知見も取り入れ、生物の生活史全体を支える環境を確保する。	適正化
78		常願寺川上流域では、国指定の天然記念物のニホンカモシカ等の哺乳類やカワガラス等の鳥類が生息・繁殖する森林、カワガラス等の鳥類が生息する溪流の環境、ニッコウイワナ等の魚類が生息・繁殖する瀬・淵、クロサンショウウオ、カジカガエル等の両生類が生息する山林と繁殖する水域との連続性の保全・創出を図る。	・各区域での環境配慮の目標を記載
79		常願寺川中流域では、ツメレンゲ等の植物やオシドリ等の鳥類が生息・繁殖する森林、コチドリ等の鳥類が生息・繁殖する河原、ニッコウイワナ、サクラマス(ヤマメ)、カジカ等の魚類が生息・繁殖する瀬・淵、モリアオガエル、アカハライモリ等の両生類が生息する山林と繁殖する水域との連続性の保全・創出を図る。	・各区域での環境配慮の目標を記載
80		常願寺川下流域では、カワガラスやカワセミ等の鳥類やカジカ	・各区域

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ガエル等の両生類が生息・繁殖する溪流の環境、アキグミ群落やカワラヨモギ-カワラハハコ群落が生育する砂礫河原、ミヤマシジミの食草であり繁殖するコマツナギ群落、海浜植物（コウボウムギ等）や海浜性の昆虫類（シロスジコガネ等）が生息・生育・繁殖する河口砂州、ニッコウイワナ等の魚類が生息・繁殖する瀬・淵、アユやカマキリ等の魚類が生息・繁殖する瀬、トンボ類やゲンジボタル等が生息・繁殖する細流や湿地、汽水・海水性の魚類や底生動物が生息・繁殖する河口部の汽水環境、トンボ類の幼虫やゲンゴロウ等の水生昆虫や魚類の産卵場や稚魚の生息地となるヨシに覆われた水際部の保全・創出を図る。	での環境配慮の目標を記載
81		特定外来生物の生息・生育が確認された場合には、在来種への影響を軽減できるよう、地域住民や関係機関と連携しながら分散・拡大の防止など適切な対応を行う。	・特定外来生物への対応等について記載
82	河川区域内における土石の採取については、洗掘の防止や植物、魚類等の生育・生息環境の保全の観点から適切に管理する。	河川区域内における土石の採取については、洗掘の防止や植物、魚類等の生育・生息環境の保全・創出の観点から適切に管理する。	・表現の適正化
83	良好な景観の維持・形成については、「暴れ川」常願寺川との闘いの歴史遺産でもある各種治水施設等と調和のとれた河川景観の保全に努める。	良好な景観の維持・形成については、流域の自治体や住民団体等とも協働しながら、「暴れ川」常願寺川との闘いの歴史遺産でもある各種治水施設等と調和のとれた河川景観の保全・創出を図	・沿川自治体等との連携の

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		る。	視点を追記
84	人と河川の豊かなふれあいの確保については、「暴れ川」であるがゆえ先人の苦労を物語る特有の治水工法が開発されており、治水・敬水精神と技術を伝え育てるために、歴史的な各種治水・利水施設、文化施設等を含めて、常願寺川自体を自然とのふれあいの場や歴史・文化・環境の学習ができる場として活用し、整備・保全を図る。また、地域住民が利用しやすい潤いのある川づくりを目指して、親水空間の整備を図る。	人と河川の豊かなふれあいの確保については、「暴れ川」であるがゆえ先人の苦労を物語る特有の治水工法が開発されており、治水・敬水精神と技術を伝え育てるために、歴史的な各種治水・利水施設、文化施設等を含めて、常願寺川自体を自然とのふれあいの場や歴史・文化・環境の学習ができる場として活用可能な良好な河川空間の整備・保全を図る。 その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮する。また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映する等、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	・表現の適正化
85	水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関係事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。	水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関係事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全を図る。	・表現の適正化
86	発電水利使用に伴う著しい減水区間については、発電ダム等から下流の河川環境保全等のための放流に関する調整を進め、減水区間の緩和に努める。	発電水利使用に伴う著しい減水区間については、発電ダム等から下流の河川環境保全等のための放流に関する調整を進め、減水区間の緩和を図る。	・表現の適正化
87	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、急流河	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、急流	

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	川である常願寺川の特性も踏まえ、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	河川である常願寺川の特性も踏まえ、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮するとともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	
88	また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。	また、環境に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については、地域との共有化を図る。	・表現の適正化
89	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	さらに、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのため、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、産官学民等と連携・協力による河川清掃、河川愛護活動等を推進する。	・連携強化を追記
90	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
91	基本高水は、昭和 39 年 7 月洪水、同 44 年 8 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点・瓶岩 ^{かめいわ} において 4,600m ³ /s とし、これを河道に配分する。	基本高水は、昭和 44 年（1969 年）8 月洪水、昭和 59 年（1984 年）7 月洪水、平成 10 年（1998 年）8 月洪水、平成 17 年（2005 年）6 月洪水、平成 29 年（2017 年）8 月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量等の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点瓶岩 ^{かめいわ} において 4,900m ³ /s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 300m ³ /s を調節して河道への配分流量を 4,600m ³ /s とする。	・西暦追加 ・基本高水のピーク流量等を変更
92		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積や、	・気候変

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）					常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）					変更理由																				
						流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上等、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。					動を踏まえた記載の追記																				
93	<table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設による 調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>常願寺川</td><td>瓶 岩</td><td>4,600</td><td>0</td><td>4,600</td></tr></table> 表 1 基本高水のピーク流量等の一覧表					河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による 調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	常願寺川	瓶 岩	4,600	0	4,600	<table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設等による 調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>常願寺川</td><td>瓶 岩</td><td>4,900</td><td>300</td><td>4,600</td></tr></table> 表 1 基本高水のピーク流量等の一覧表					河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による 調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	常願寺川	瓶 岩	4,900	300	4,600	・基本高水のピーク流量等を変更
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による 調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																											
常願寺川	瓶 岩	4,600	0	4,600																											
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による 調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																											
常願寺川	瓶 岩	4,900	300	4,600																											
94	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項																									
95	計画高水流量は、瓶岩において 4,600m³/s とし、その下流では河口まで同流量とする。					計画高水流量は、基準地点瓶岩において 4,600m³/s とし、その下流では河口まで同流量とする。					・計画高水流量の変更																				

常願寺川水系

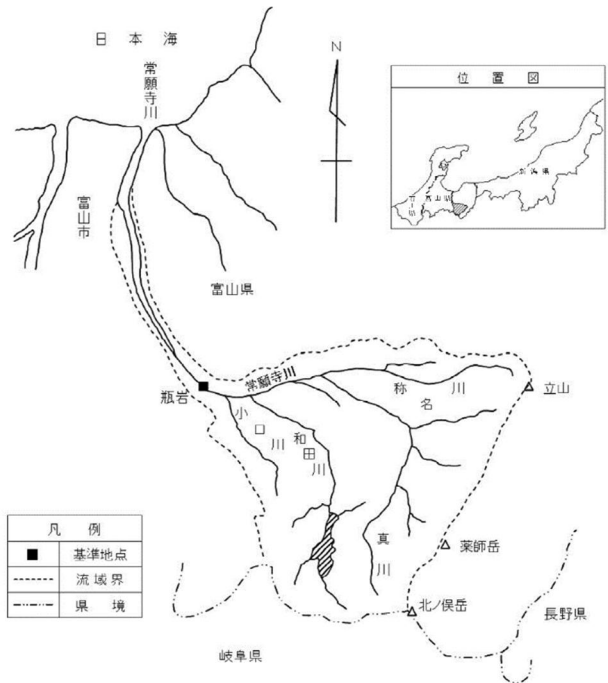
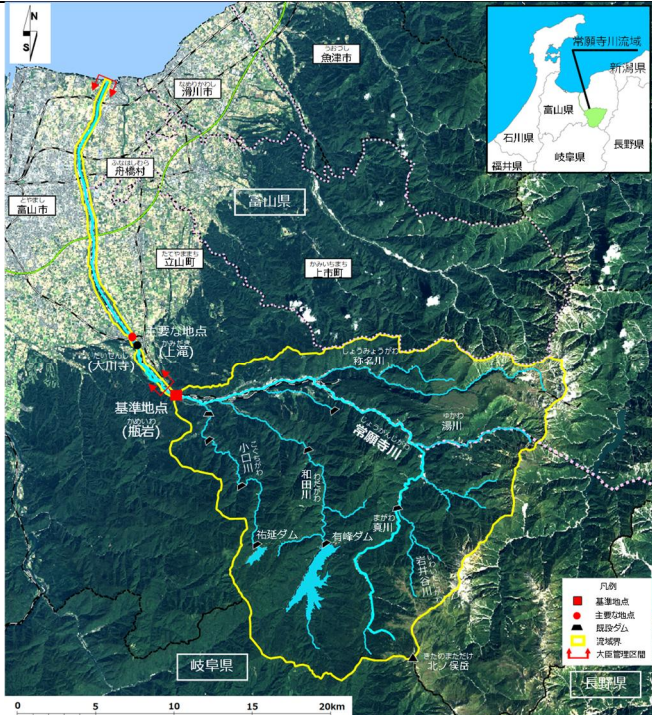
	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																												
96	(単位：m³/s) 常願寺川計画高水流量図	(単位：m³/s) 常願寺川計画高水流量図	・計画高水流量の変更																												
97	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																													
98	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。																													
99	表 2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口からの距離 距離 (km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td rowspan="2">常願寺川</td><td>瓶岩</td><td>22.7</td><td>251.68</td><td>100</td></tr><tr><td>上滝</td><td>17.5</td><td>160.01</td><td>430</td></tr></table>	河川名	地点名	河口からの距離 距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	常願寺川	瓶岩	22.7	251.68	100	上滝	17.5	160.01	430	表 2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口からの距離 距離 (km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td rowspan="2">常願寺川</td><td>瓶岩</td><td>22.7</td><td>251.68</td><td>100</td></tr><tr><td>上滝</td><td>17.5</td><td>160.01</td><td>430</td></tr></table>	河川名	地点名	河口からの距離 距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	常願寺川	瓶岩	22.7	251.68	100	上滝	17.5	160.01	430	
河川名	地点名	河口からの距離 距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																											
常願寺川	瓶岩	22.7	251.68	100																											
	上滝	17.5	160.01	430																											
河川名	地点名	河口からの距離 距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																											
常願寺川	瓶岩	22.7	251.68	100																											
	上滝	17.5	160.01	430																											

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
100		計画高潮位については、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。	・気候変動による潮位への影響について追記
101	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	
102	常願寺川における瓶岩地点から下流の既得水利は、農業用水として 61.56m ³ /s、工業用水として 1.287m ³ /s、水道用水として約 1.71m ³ /s、発電用水として 180m ³ /s、消雪用水として 0.0064m ³ /s の取水がある。	常願寺川における大臣管理区間（横江堰堤下流）の既得水利は、工業用水として 0.232m ³ /s、水道用水として約 0.002m ³ /s、消雪用水として 0.0064m ³ /s の取水がある。	・利水基準地点を変更
103		この他に、横江堰堤では農業用水として最大 61.56m ³ /s 取水され、常願寺川左右岸に位置する常東用水・常西用水に分水され、発電用水等にも反復利用された後、一部が常願寺川に還元される。	・常願寺川の利水の特徴を記載
104	これに対し、瓶岩地点における過去 42 年間（昭和 37 年～平成 15 年）の平均渇水流量は約 1.9m ³ /s、平均低水流量は約 3.6m ³ /s である。この他に、北陸電力小俣・上滝両発電所より、最大時それぞれ 30m ³ /s、17.59m ³ /s、計 47.59m ³ /s の放流があり、瓶岩地点下流の既得水利に利用されている。	これに対し、大川寺地点における過去 26 年間（平成 11 年（1999 年）～令和 6 年（2024 年））の平均渇水流量は約 1.1m ³ /s、平均低水流量は約 1.9m ³ /s である。	・西暦追加 ・利水基準地点を変更
105	流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、河口から常願寺橋の区間	大川寺地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、動植物の保護、景観等を考慮して、概ね 1.5m ³ /s とし、以	・正常流量の設定

常願寺川水系

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	においておおむね 4m ³ /s 程度と想定される。今後、特に常願寺橋から横江堰堤の区間において、滞筋の変化の激しい河川の特性と動植物の生息、生育に必要な流量との関係並びに表流量及び伏流量の相互関係を解明したうえで、決定するものとする。	て、流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。	
106		なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	・ 正常流量変更可能性に言及

	常願寺川水系河川整備基本方針（平成 17 年 11 月策定）	常願寺川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
107	 常願寺川水系図	 図2 常願寺川水系図	・水系図の更新 ・主要な地点上滝を追記 ・利水の基準地点大川寺を追記